

令和7年度八戸市障がい者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内に居住する障がい者を雇用する事業主に対し、雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、もって障がい者の雇用の促進と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）

イ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）

ウ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）

(2) 重度障がい者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者（以下「重度身体障害者」という。）

イ 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者（以下「重度知的障害者」という。）

(奨励金の交付対象事業主)

第3 奨励金の交付の対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有するものであること。

(2) 市内に居住する障がい者を公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項の職業紹介事業者の紹介により雇用し、当該雇用について雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項に規定する特定就職困難者コース助成金（以下「国の助成金」という。）の支給の決定を受けたこと。

(3) 国の助成金の支給対象期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に満了し、当該国の助成金の支給決定に係る障がい者をその後も引き続き雇用していること。

(4) 納付すべき市税を滞納していないこと。

(奨励金の額)

第4 奨励金の額は、次の各号に掲げる対象労働者（国の助成金の支給の決定に係る障がい者のうち、当該国の助成金の支給対象期間の満了後も引き続き6か月以上継続して雇用されているものをいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とす

る。

- (1) 精神障害者、重度障がい者又は雇用された日において45歳以上の身体障害者（重度身体障害者を除く。）若しくは知的障害者（重度知的障害者を除く。） 1人につき月額20,000円
- (2) 前号に掲げる障がい者以外のもの 1人につき月額10,000円
- 2 対象労働者の週の勤務時間が20時間以上30時間未満の場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「20,000円」とあるのは「12,000円」と、同項第2号中「10,000円」とあるのは「6,000円」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、対象労働者の勤務した日数（年次有給休暇を取得した日を含む。第8において同じ。）が16日に満たない月に係る奨励金の額は、0円とする。

（交付対象期間等）

- 第5 奨励金の交付の対象となる期間は、対象労働者ごとに、国の助成金の支給対象期間の満了の日の属する月の翌月から起算して12か月まで（当該期間の満了前に対象労働者が離職した場合にあっては、国の助成金の支給対象期間の満了の日の属する月の翌月から当該離職した日が属する月まで）とする。
- 2 奨励金は、国の助成金の支給対象期間の満了の日の属する月の翌月から起算して6か月ごとに区分し、当該区分した期間ごとに交付するものとする。

（受給資格申請）

- 第6 奨励金の交付を受けようとする事業主は、国の助成金の支給対象期間の満了の日の属する月の翌月から起算して6か月以内に八戸市障がい者雇用奨励金受給資格決定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 雇用保険の被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - (2) 雇用条件通知書の写し又はこれに代わるもの
 - (3) 国の助成金の支給決定通知書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により申請する場合において、国の助成金の支給の決定に係る障がい者の支給対象期間の満了の日前6か月以内に事業所内において解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く。第8において同じ。）により離職した者があるときは、当該障がい者に係る申請をすることができないものとする。

（受給資格決定）

- 第7 市長は、第6に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査の上、受給資格の可否を決定し、その旨を八戸市障がい者雇用奨励金受給資格決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知する。

(交付申請)

第8 第7の規定により奨励金受給資格の決定通知を受けた事業主は、第5の第2項に規定する区分した期間の経過後10日以内に八戸市障がい者雇用奨励金交付申請（実績報告）書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付の対象となる月の勤務した日数を証明するもの
- (2) 離職した対象労働者がいるときは、当該対象労働者に係る雇用保険被保険者喪失確認通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請する場合において、当該申請に係る期間内に解雇により離職した障がい者があるときは、当該障がい者に係る申請をすることができないものとする。

(交付決定)

第9 市長は、第8に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査の上、奨励金交付の可否及び金額を決定し、八戸市障がい者雇用奨励金交付決定（確定）通知書（別記第4号様式）又は八戸市障がい者雇用奨励金不交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第10 奨励金は、第9の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた事業主の請求により交付する。

(交付決定の取消等)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附

この要綱は、令和7年4月1日から実施し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に国の助成金の支給対象期間を満了した障がい者を引き続き雇用している事業主について適用する。